

佐久大学大学院履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は授業科目(以下「科目」という。)の履修方法等に関し、佐久大学大学院学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(科目の開設)

第2条 毎学年における科目、授業時間数及び授業担当教員は、毎学年の初めに示すものとする。

(研究指導教員)

第3条 学生の研究及び論文の指導をするため、研究指導教員及び副指導教員を定めるものとする。

2 研究指導教員は、学生の研究指導に責任をもって学生の研究を指導し、併せて学生の授業科目の履修などに適切な助言を行うものとする。

3 副指導教員は、学生の研究指導の補助を行う。

(履修の登録及び変更)

第4条 学生は、履修しようとする科目について、あらかじめ研究指導教員の指導を受けた上で、毎年度の初めにおいて指定された期日までに所定の履修届を提出し、履修科目の登録を行わなければならない。

2 学生は、同一年度において、合計24単位を超えて履修登録することはできない。

3 学生は、前項の履修登録をした後においては、毎学期の所定の期間に限り、履修登録した科目を変更することができる。それ以外の期間においては、原則として履修登録した科目を変更することはできない。

(履修の禁止)

第5条 次に掲げる科目は履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 既に単位を修得した科目
- (3) 授業時間が重複する科目

(単位の認定)

第6条 各科目の単位の認定は、試験又は研究報告等の成績により行い、合格者に所定の単位を与える。

2 学則第28条及び第29条の規定により取得したものとみなすことができる単位の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書
- (2) 卒業証明書または在籍証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 申請する科目について出身大学大学院等が作成した科目の内容、単位制度等単位換算・認定に必要な書類

3 研究科長は、前項の認定をしたときは、既修得単位認定通知書により、申請者に通知する。

(試験)

第7条 試験は、筆記試験、口述試験、論文提出その他とする。

2 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員が必要と認めたときはこれら以外の時期に行うことができる。

3 履修する科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数の3分の2未満の者は、当該科目の受験は認めない。ただし、担当教員がやむを得ない事情と認めた場合は、この規定にかかわらず特に受験を認めることができる。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、所定の追試験受験願に、病気の場合にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては理由書を添付し、指定された期日までに学長に提出し、その承認を得なければならない。

(再試験)

第9条 試験により不合格の評価を得た科目について、再試験を行うことがある。

2 前項の規定により再試験を受けようとする者は、所定の再試験受験願を、指定された期日までに学長に提出しなければならない。

(授業科目の成績の評価)

第10条 授業科目の試験の成績は100点満点とし、成績の評価は次の基準により担当教員が行うものとする。

判定	合 格				不合格
	S	A	B	C	
点数	100 ~ 90 点	89 ~ 80 点	79 ~ 70 点	69 ~ 60 点	59 点以下

2 2人以上の教員により授業が分担される科目については、当該科目を分担する教員の合議により成績の評価を行うものとする。

(修士論文の審査及び最終試験の成績の評価)

第11条 修士論文の審査及び最終試験の成績は、前条の規定にかかわらず、合格または不合格の評価をもって表す。

(試験における不正行為)

第12条 試験において不正行為があつたときは、当該試験科目を含む当該学期の履修科目すべてを無効とする。

(再履修)

第13条 成績の評価が不合格となった科目について単位を修得しようとするときは、当該学期以降に改めて履修届を提出し、再履修しなければならない。

(学部科目の聴講)

第14条 学生は、研究指導教員の指導の上、教育上有益と認めるときは、本学看護学部の科目を聴講することができる。ただし、この科目における単位の認定は行わない。

2 前項の規定により聴講しようとする者は、あらかじめ当該科目の担当教員の許可を受けた上で、各学期の指定された期日までに所定の聴講届を提出しなければならない。

(実施規定)

第15条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。